

平成30年4月1日から

燃やせるごみの全ての「紙袋」

収集を廃止し、「燃やせるごみ専用

松戸市認定ポリ袋」に

一本化します！



紙袋



デパートなどの紙袋



燃やせるごみ用の紙袋

※紙袋で集積所に出された場合は、違反ごみとして収集されません。

燃やせるごみ専用  
松戸市  
認定ポリ袋



※「認定ポリ袋」は、お近くのコンビニ・スーパー・小売店で既に販売しておりますので、ご利用ください。

「燃やせるごみ専用松戸市認定ポリ袋」に一本化する理由については2ページをご覧ください。

マツトMAXリサイクル通信 VOL18 平成29年7月

発行 松戸市環境部 廃棄物対策課 電話 047-704-2010  
環境業務課 電話 047-366-7333

※リサイクル通信は、市役所のほか各支所にも配架していますので、ご活用ください。

# 「燃やせるごみ専用松戸市認定ポリ袋」 に一本化する理由

- ★市のごみ焼却施設2つの内1つが平成31年度末に老朽化で停止するため、焼却し切れないごみの処理を近隣市等に依頼する予定です。
- ★千葉県内の他の市町村では全てポリ袋を使用しているため、近隣市のルールに準じ、平成30年4月1日から燃やせるごみの全ての紙袋を廃止し「燃やせるごみ専用松戸市認定ポリ袋」に一本化します。
- ★その他、詳細につきましては5月25日発行の広報まつど「松戸市ごみ減量作戦特集号」をご覧ください。

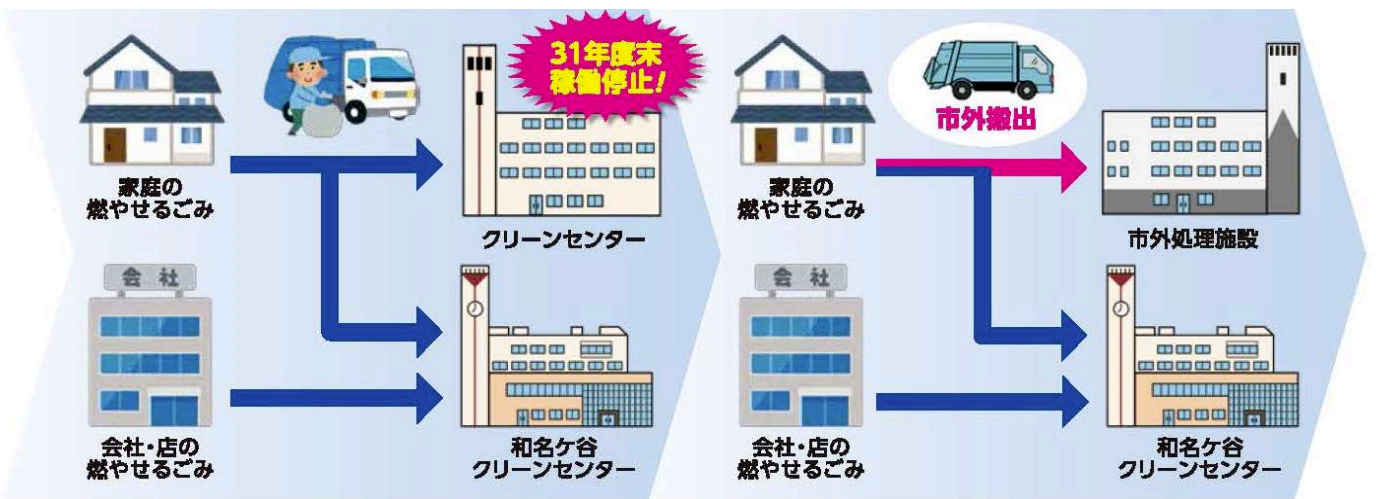


## 今後の「燃やせるごみ」の処理体制

平成31年度末まで



平成32年度以降



ごみ減量作戦の市民説明会にご参加いただき、  
ありがとうございました！

- 6月3日（土曜）～7月1日（日曜）にかけて、市内の全ての市民センター等（18カ所）において、ごみ減量作戦の市民説明会を行い、多数の方にご参加いただきました。皆様のご参加ありがとうございました。
- 説明会の中で皆さまより多くのご意見・ご要望をいただきました。内容につきましては、今後の廃棄物行政の参考にさせていただきます。

# 市民説明会で多く寄せられたQ & A

広報と説明会の他に、今後どんな方法で周知していくの？



町会・自治会向けにはリサイクル通信、若い世代に向けてはホームページやTwitterを通じて周知していきます。  
また、ごみ集積所にポスターを掲示し、今後発行予定の「雑がみ分別チラシ」に紙袋が廃止になることについても注意書きを加え、ポスティングを行っていきます。  
その他にも、10名以上の団体やグループ対象のパートナー講座（出前講座）を随時行っていますので廃物対策課にご連絡ください。

個人情報や見られたくないごみはどうやって捨てればいいのか？



個人情報を含むものは、細断するか、黒ペンやスタンプ等で塗りつぶしてください。  
また、その他の見られたくないものは、他の燃やせるごみで包む・内側に入れるなどの工夫をお願いします。

平成30年4月1日までに紙袋の買い置きが使い切れなかったらどうすればいいのか？



紙製ごみ袋は防水加工がしてあって、リサイクル困難なので燃やせるごみとなります。適度な大きさに切って、生ごみや見られたくないごみ等を包む用途にはご使用できます。

他市の認定ポリ袋やポリエチレン素材のレジ袋なら使ってもいいの？



他市の認定ポリ袋は市外からのごみ流入が疑われてしまうので使わないでください。  
また、収集作業員がごみ集積所でポリ袋の素材が判断できないことと、違反ごみの混入防止・作業員の安全確保のため、一律の透明性を有する認定ポリ袋を設定しておりますので、レジ袋は使わないでください。

平成30年4月1日から紙袋で燃やせるごみを出すと、収集されないということですが、残されたごみは町会で処理しなければいけないのですか？市で対応してくれるのですか？



町会のごみ集積所に違反シールを貼られたごみが放置されている場合、おおむね1週間後を目安に市が収集しています。紙袋の違反ごみが多く放置されると、集積所の適正管理ができなくなる恐れがある一方で、すぐに市が収集してしまうと、いつまでも紙袋のまま出されてしまうことが懸念されます。違反ごみの量によって市が収集するタイミングを調整し、集積所管理者のご負担にならないよう対応してまいります。



外国人向けにごみ出しルールを周知する方法を考えてもらいたい。



今後設置予定のごみ集積所に掲示するお知らせなどには外国語も併記するように工夫していきます。



## こんな時は廃棄物対策課までご連絡を

説明会に参加できなかったから資料が欲しい

自分の町会で説明会をしてほしい

新聞を取ってないから広報まつど「松戸市ごみ減量作戦特集号」が欲しい



その他、疑問・要望等がございましたら  
廃棄物対策課 ☎047-704-2010へお電話ください！

